

※

再交付
書換

年月日

年

月

日

許可証再交付申請書

労働者派遣事業変更届出書

労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

1.4.5は、横線で抹消してください。

申請者 株式会社 広島労働局
届出者 代表取締役 広島 一郎

- 1 ~~労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第8条第3項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。~~
- 2 ~~労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。~~
- 3 ~~労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第4項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。~~
- 4 ~~届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6号各号（第3号を除く。個人にあつては第3号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~
- 5 ~~労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する診断書が添付されていることを誓約します。~~

1 許可番号	派34-000000	2 許可年月日	平成00年 00月 00日
3 (ふりがな) 氏名又は名称	かぶしがいしゃ ひろしまろうどうきよく 株式会社 広島労働局		
4 住所	〒(731-0000) 広島県広島市中区八丁堀0-0 (082) 000- 0000		
5 (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)	ひろしま いちろう 広島 一郎		
6 (ふりがな) 事業所の名称	かぶしがいしゃ ひろしまろうどうきよく ひろしまじぎょうしょ 株式会社 広島労働局 広島事業所		
7 事業所の所在地	〒(731-0000) 広島県広島市中区八丁堀0-0 00ビル4F (082) 000- 0000		
※			

収入印紙
(消印してはならない。)

注) 書換手数料として3,000円の収入印紙が必要です。
事業所が複数ある事業主の住所が変更した場合は、3,000円×事業所数の収入印紙が必要です。

8 変 更 の 内 容											
変更に係る事項		変 更 後			変 更 前			変更年月日			
① (ふりがな) 氏名又は名称		履歴事項全部証明書どおり記入してください。 定款（変更のあるときのみ）提出してください。						年 月 日			
② 住 所		〒（ 720-0000 ） 広島県福山市東桜町〇ー〇 (084) 000 - 0000			〒（ 731-0000 ） 広島県広島市中区八丁堀〇ー〇 (082) 000 - 0000			令和〇〇年 〇〇月〇〇日			
③ (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)								年 月 日			
④ 役員の氏名及び住所 (法人の場合)		(ふりがな)			(ふりがな)			年 月 日			
		氏 名			氏 名						
		住 所			住 所						
⑤ (ふりがな) 事業所の名称								年 月 日			
⑥ 事業所の所在地		〒（ 720-0000 ） 広島県福山市東桜町〇ー〇 〇〇ビル5F (084) 000 - 0000			〒（ 731-0103 ） 広島県広島市中区八丁堀〇ー〇 〇〇ビル4F (082) 000 - 0000			平成〇〇年 〇〇月〇〇日			
⑦ 特定製造業務への労働者派遣		開始年月日		年 月 日	終了年月日		年 月 日				
⑧ 派遣元責任者の氏名、住所等		(ふりがな)			添付書類は確認の為、必要です。 ・定款（変更が加えられた場合のみ） ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書（変更が加えられた場合のみ） ・自社所有の場合は、建物の不動産登記事項証明書（申請前3ヶ月以内のもの） 賃貸借の場合は、不動産（建物）賃貸借契約書（写） ※関係者（法人も含む）と賃貸借（使用賃貸）契約を結んでいる場合は、貸主の建物の不動産登記事項証明書が必要になることがあります。 ・事業所の見取り図 ・転貸借の場合は、原契約書・転貸借契約書・貸主の同意書（写）が必要です。 ・事業所として使用しう面積が20㎡以上あること。					月 日	
		氏 名									
		住 所									
		備考									
⑨ 労働者派遣事業を行う事業所の新設											
イ 事業開始年月日					年 月 日						
ロ (ふりがな) 事業所の名称											
ハ 事業所の所在地		〒（ ） () -									
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無					1 有 2 無						

ホ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等					
(ふりがな)	職 名	住 所	製 造 業 務 専 門	キ ャ リ ア 担 当 者	備 考
氏 名					

ヘ キャリア・コンサルティングの担当者の氏名及び職名（ホと同じ者の場合は記載を要しない）					
(ふりがな)		職 名		備 考	
氏 名					

※

⑩ 労働者派遣事業を行う事業所の廃止

(ふりがな)	
イ 事業所の名称	

ロ 事業所の所在地	〒 () () -

ハ 廃止年月日	年 月 日

ニ 事業所の廃止理由	

※

9 再交付を申請する理由	

※

10 備 考	申請担当者の氏名・連絡先・FAX番号を記載してください。

お問合せ先：
広島労働局 需給調整事業課 TEL (082) 511-1066